

高松市監査委員告示第24号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年6月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

令和7年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

監査対象局 創造都市推進局

高松市監査委員

令和7年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和7年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

創造都市推進局

4 監査の着眼点

令和6年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

- 1 市有施設への自動販売機の設置について
市有施設への自動販売機の設置について、主に次の点を検証した。
 - (1) 自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか。
 - (2) 設置事業者の選定や使用許可に係る事務処理が適正に行われているか。
 - (3) 施設使用料や販売手数料等の収納事務が適正に行われているか。
 - (4) 自動販売機の機能面に留意しているか。
- 2 郵便切手類の管理等について
郵便切手類の保管・購入・使用状況について、主に次の点を検証した。
 - (1) 郵便切手類の保管方法は適正か。
 - (2) 郵便切手類の購入の必要性を精査し、適切に使用されているか。
 - (3) 郵便切手類に関する受払の事務処理が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。（重点取組事項の実施状況は、12～14ページ参照）

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 実施日程 令和7年4月8日から6月5日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
創造都市推進局	創造都市推進局	—	1	1
	産業振興課	1	—	1
	農林水産課	2	—	2
	観光交流課	1	—	1
	文化財課	1	—	1
	スポーツ振興課	1	—	1
	美術館美術課	1	—	1
合計		7	1	8

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和7年度定期監査・行政監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	所管課等
1	指摘	【重点】自動販売機の設置に係る適正な事務処理について	P4	創造都市 推進局
2	指摘	【重点】郵便切手類の適正な保管について	P5	
3	意見	【重点】郵便切手類の管理について	P6	
4	指摘	補助金の適正な交付事務について	P7	
5	指摘	個人情報の適正な取扱いについて	P8	
6	指摘	工事の発注に係る適正な事務処理について	P9	
7	指摘	変更契約に係る適正な事務処理について	P10	
8	指摘	行政財産の目的外使用許可に係る電気料金の適正な算定について	P11	

※ 【重点】 …… 「令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

観光交流課

区分

指摘 **【重点】**

指摘の項目

自動販売機の設置に係る適正な事務処理について

指摘する理由

鬼ヶ島おにの館に設置している自動販売機については、施設の設置目的に沿っていないにもかかわらず、指定管理者が自主事業の一環として運営していることを理由に、行政財産の目的外使用許可の必要がないものとして設置させていた。

指摘

鬼ヶ島おにの館における自動販売機の設置については、当該施設の設置目的を勘案し、高松市公有財産事務取扱規則等に基づき、設置者に行政財産使用許可申請書を提出させるなど、行政財産の目的外使用に係る事務処理を適正に執行されたい。

根拠法令・通知等

地方自治法

内容

(行政財産の管理及び処分)
第238条の4
7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

根拠法令・通知等

高松市公有財産事務取扱規則

内容

(行政財産の目的外使用許可)
第26条 公有財産管理者は、法第238条の4第7項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用申請者に行政財産使用許可申請書(様式第10号)を提出させ、その内容を審査し、使用を許可する場合は、市長の決裁を受け、使用許可書を当該使用申請者に交付しなければならない。

根拠法令・通知等

財務事務マニュアル

内容

4 自動販売機の設置
1 市有施設及び敷地内に自動販売機を設置する場合の考え方
(2) 自動販売機を設置する場合は、「行政財産の目的外使用」の扱いとなる。
したがって、設置する前に目的外使用許可が必要になる。
また、設置使用料については、原則、「使用料の算定方法及び徴収基準」(行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準8及び8の2参照。)により算定するが、別途、条例等で定めがある場合は、それによるものとする。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

農林水産課

区分

指摘 **【重点】**

指摘の項目

郵便切手類の適正な保管について

指摘する理由

郵便切手類の保管状況について、実地監査を行ったところ、執務時間内外を問わず、郵便切手を施錠されていないレターケースに収納し、当該ケースを執務室内のキャビネット上に設置している状況が見受けられた。

指摘

郵便切手類については、換金性が高く、現金と同様の管理が求められる物品であることを認識し、高松市物品会計規則に基づき、金庫又は堅牢な容器に格納し、厳重かつ適正に保管されたい。

根拠法令・通知等

高松市物品会計規則

内容

(保管の方法)
第29条 物品は、すべて施錠のある倉庫その他の安全な場所に収蔵するなど確実な方法をもって、これを保管しなければならない。
2 次に掲げる物品については、金庫又は堅牢な容器に格納し、特に厳重に保管しなければならない。
(2) 公印、郵便切手、収入印紙、収入証紙、入園券及びこれらに類する物品

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

産業振興課

区分

指摘

指摘の項目

補助金の適正な交付事務について

指摘する理由

「伝統的ものづくり産業発展事業」及び「伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業」の2つの補助金交付事業において、技術や技法を伝承するために要する技術指導に係る単一の経費を、それぞれの事業の補助対象経費とし、同一事業者に対して、補助金を二重に交付していた。

なお、当該事業に係る実績報告書に添付されたそれぞれの収支決算書には、当該事業のほか、他方の事業に係る収支金額が明記されていたため、当該補助金の使途が不明確であった。

指摘

補助金の交付事務においては、単一の経費を複数の補助対象経費とし、補助金を多重に交付することがないように、補助の目的や内容が、同一又は類似する事業は一元化するなど、公費負担の適格性や公平性を確保するとともに、実績報告書等については、補助事業の内容や効果、補助額等の審査を厳格に行うよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

地方自治法

内容

(寄附又は補助)
第232条の2 普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

根拠法令・通知等

高松市補助金等の見直し方針

内容

2 見直しの視点
(4) 妥当性
イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

農林水産課

区分

指摘

指摘の項目

個人情報の適正な取扱いについて

指摘する理由

委託契約に係る個人情報の取扱いについては、令和5年度に実施した定期監査において、指摘の結果を受け、措置を講じたにもかかわらず、6年度に実施した高松農業振興地域整備計画書策定業務委託においても、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 個人情報取扱特記事項に基づく作業責任者及び作業従事者の届出、作業場所の届出、並びに個人情報預り証の提出を受けていなかった。
 (2) 受託者から提出された個人情報の消去又は廃棄の完了報告書については、「消去又は廃棄を行った日時」の欄が未記入のまま、受理していた。

指摘

個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、管理職員を含め、職員が個人情報の適正な取扱いに関する知識を習得するため、所属内において研修を行うなど、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、実効性のある再発防止策を講じられたい。

根拠法令・通知等

個人情報取扱特記事項

内容

(作業責任者等の届出等)
 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。
 (作業場所の特定等)
 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。
 (個人情報の受領)
 第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。
 (個人情報の返還又は廃棄)
 第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。
 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

文化財課

区分

指摘

指摘の項目

工事の発注に係る適正な事務処理について

指摘する理由

高松市讃岐国分寺跡資料館トイレ修理工事については、確知日から3日以内に着手する必要がある工事であったにもかかわらず、高松市緊急工事事務処理要領に定める緊急工事に該当するものとして発注していた。

指摘

工事の発注に当たっては、施工内容や緊急性を適切に判断した上で、緊急工事に該当するものとして施工する場合には、高松市緊急工事事務処理要領に基づき適正な事務処理を行うよう、所属内において、実効性のある適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市緊急工事事務処理要領

内容

(定義)
第2条 この要領において「緊急工事」とは、次に掲げる工事であって、その施行理由に係る事実を緊急工事担当課の職員が確知した日（以下「確知日」という。）から原則3日以内に工事（準備工を含む。）に着手する必要があるものをいう。
(1) 高松市随意契約ガイドラインの2（工事）の（2）ア、イ又はオに該当する工事
(2) 高松市随意契約ガイドラインの2（工事）の（2）ウ又はエに該当する工事（当該工事を所管する課においてその具体的例示を策定し、市長の決裁（下水道事業に係るものにあつては下水道経営課及び契約監理課の、それ以外のものにあつては財政課及び契約監理課並びに会計管理者の合議を要する。）を受け、当該具体的例示に該当するものとして施行するものに限る。）

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

スポーツ振興課

区分

指摘

指摘の項目

変更契約に係る適正な事務処理について

指摘する理由

朝日町庭球場給水漏水修繕工事の変更契約に係る事務処理について、契約金額の増額により、契約書を作成する必要があったにもかかわらず、当初の契約を、高松市契約規則第21条第1号の規定により、請書で行っていたため、変更請書により変更契約の事務処理を行っていた。

指摘

契約締結に当たっては、高松市契約規則に基づき、変更契約により契約書を作成する必要が生じた場合を含め、適正に契約書を作成するとともに、管理職員を含め、職員の規則等遵守の徹底を図るため、所属内において、契約事務の知識を深める研修を実施するなど、適正な事務の執行に向けた取組を実施されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約書の作成)
第20条 市長は、契約を締結しようとするときは、契約者が決定した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
(契約書作成の省略)
第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約に関する条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。
(1) 契約金額が100万円（工事又は製造の請負契約にあっては、130万円）以下の指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登記又は登録の手續を要するときを除く。）。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和7年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第24号

告示日

令和7年6月30日

所管課等

美術館美術課

区分

指摘

指摘の項目

行政財産の目的外使用許可に係る電気料金の適正な算定について

指摘する理由

高松市美術館における行政財産の目的外使用許可に係る電気料金については、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、許可日前の直近1年間の実績額を基に算定すべきところ、許可日の前年度1年間の実績額を基に算定し、徴収していた。

指摘

行政財産の目的外使用許可に係る電気料金については、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に基づき、許可日前の直近1年間の実績額により、適正に算定されたい。

根拠法令・通知等

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準

内容

8 使用料の算定方法
 (3) 建物の使用料に加算する当該使用部分に係る電気、水道、ガス、冷暖房及び清掃に要する費用並びに共益費等の実費（以下「共益費等」という。）は、概ね別表に掲げる経費とし、使用者の使用状況等を勘案するなど合理的に算定するものとする。ここで使用者の使用状況等を勘案するとは、例えば、当該使用者が自らの負担でじんかい収集処理を行っている場合は、別表のじんかい収集処理業務委託料は共益費等の算定から除くこと等をいう。
 別表（8（3）関係）

区分	参考
電気料相当額	施設全体の電気料金を使用面積に応じて、按分算定

備考

2 電気、水道及びガス料の各相当額については、許可日前の直近1年間の実績額を算定の基礎とする。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ1 市有施設への自動販売機の設置について

○設置状況について

対象局	所管課	施設名	台数（台）
創造都市推進局	農林水産課	食肉センター	3
		香南産地形成促進施設（香南アグリーム）	1
	土地改良課	ため池	1
	競輪場事業課	高松競輪場	10
	市場管理課	うみまち商店街	1
		中央卸売市場管理棟	1
	観光交流課	男木島灯台資料館	1
		鬼ヶ島おにの館	2
		道の駅源平の里むれ	9
		香南楽湯	15
	文化芸術振興課	高松国分寺ホール	1
		文化芸術ホール（サンポートホール高松）	7
	文化財課	玉藻公園	4
		石の民俗資料館	2
		讃岐国分寺跡資料館	1
	スポーツ振興課	総合体育館	19
		ヨット競技場	2
		朝日町庭球場	1
		亀岡庭球場	1
		南部運動場	1
		福岡町プール	4
		亀水運動センター	4
		西部運動センター	7
		かわなベスポーツセンター	5
		仏生山公園体育館	3
		仏生山公園温水プール	4
		牟礼総合体育館	5
		牟礼中央公園運動センター	5
		庵治町深間庭球場	1
		香川総合体育館	8
		香川屋外球技場	1
		香南体育館	3
国分寺橋ノ丘総合運動公園B&G海洋センター		6	
国分寺橋ノ丘総合運動公園はくちょう温泉		2	
りんくうスポーツ公園		2	
東部運動公園		18	
健康増進温浴施設（ループしおのえ）		2	
屋島競技場（屋島レクザムフィールド）		12	
合計			175

行政監査（重点取組事項）の実施状況

○事業者の選定について

選定方法	台数（台）	内訳
本市の公募によるもの	10	
本市の公募以外によるもの	165	指定管理者155台、福利厚生団体3台、その他法人7台

○設置に係る許可及び使用料等の状況について

許可の形態	台数（台）	使用料等の有無	
		減免有り（台）	減免無し（台）
行政財産目的外使用許可	103	1	102
公園施設設置許可	28	—	28
普通財産貸付承認	10	—	10
その他許可（※）	8	1	7
許可なし	2	監査結果報告書4ページ参照	
許可不要	24		

※ 「その他許可」の内訳は、食肉センター施設使用許可3台、市場施設使用許可2台、公園占用許可2台、法定外公共物等占用許可1台である。

○電気使用料の状況について

電気使用料	台数（台）	内訳
本市に収納あり	127	
本市に収納なし（※）	48	指定管理者45台、その他法人3台

※ 「本市に収納なし」については、自動販売機の設置者が、直接、電力会社に支払いをしている。

○販売手数料の状況について

販売手数料	台数（台）	内訳
本市に収納あり	11	
本市に収納なし	164	指定管理者155台、福利厚生団体3台、その他法人6台

○自動販売機の付加機能について（本市が公募しているもの）

付加機能	台数（台）
省エネルギー型	10

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ2 郵便切手類の管理等について

対象局	所管課等	種別 （※1）	保管場所の 施錠の 有無等（※2）	受払票の作成の有無等 （※2・3）	受払月報の 作成の有無等 （※2・4）
創造都市推進局	農林水産課	切手	×	×（任意様式）	○
	土地改良課 （地籍調査室）	切手	○	×（任意様式）	○
		はがき	○	×（任意様式）	○
	競輪場事業課	切手	○	×（任意様式）	○
		書簡	○	×（任意様式）	○
	市場管理課	切手	○	×（任意様式）	○
	文化財課	切手	○	×（旧様式（※5））	○
		書簡	○	×（旧様式（※5））	○
	文化財課 （歴史資料館）	切手	○	×（旧様式（※5））	○
		はがき	○	×（旧様式（※5））	○
	文化財課 （石の民俗資料館）	切手	○	×（旧様式（※5））	○
	文化財課 （香南歴史民俗郷土館）	切手	○	×（旧様式（※5））	○
	文化財課 （讃岐国分寺跡資料館）	切手	○	×（旧様式（※5））	○
	美術館美術課 （高松市美術館）	切手	○	×（任意様式）	○
		はがき	○	○	○
		書簡	○	×（任意様式）	○
図書カード		○	○	○	
美術館美術課 （塩江美術館）	切手	○	○	○	
	はがき	○	○	○	

なお、文化財課（歴史資料館及び香南歴史民俗郷土館）、美術館美術課（高松市美術館及び塩江美術館）においては、テレホンカードを保管していたが、6年度中に他課へ所管換えを行っている。

郵便切手類：郵便切手類受払月報の報告対象物品（郵便切手、郵便葉書、郵便書簡（レターパック等）、収入印紙、特許印紙等、収入証紙、テレホンカード、図書カード、クオカード、商品券、回数券等）

※1 郵便切手は「切手」、郵便葉書は「はがき」、郵便書簡（レターパック等）は「書簡」と表記

※2 有りの場合は「○」、無しの場合は「×」と表記

※3 受払票：高松市物品会計規則に規定する「材料品、生産品、郵便切手類受払票（様式第5号）」

※4 受払月報：高松市物品会計規則に規定する「郵便切手類受払月報（様式第8号）」

※5 旧様式：令和5年4月1日に高松市物品会計規則が改正される前の受払票の様式

令和7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和7年度の重点取組事項

（1）市有施設への自動販売機の設置について

本市の市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用を目的として、多くの自動販売機が設置されており、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置業者を選定し、行政財産の使用許可のほか、施設使用料や販売手数料等の収納事務など、付随した事務を行っている。

そこで、災害時における自動販売機の二次的機能も含め、設置業者の選定や使用許可に係る事務処理等が適正に行われているのか、また、自動販売機の設置により、市有施設が有効活用され、市民サービスの向上に資しているのかという観点から、7年度も引き続き、監査を実施する。

（2）郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金に変更されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものとする。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。